

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 井筒雄三

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第92期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役賞与の支給の件
4. 議決権行使のお取り扱い
 - (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/JP/ir/>）に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月28日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことができます。

【議決権行使サイトURL】<http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
 - (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
 - (5) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ①インターネットにアクセスできること。
 - ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
- (Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

4. 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(提供書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、アジアでは中国で内需を中心に景気が拡大基調で推移しました。米国では景気が緩やかな回復をたどり、欧州では持ち直しの動きが見られました。しかしながら、欧米のいずれにおいても高い失業率が継続し、また、欧州では各国の財政状況や金融システムへの懸念などもあって、欧米経済は総じて厳しい状況が続きました。

日本においては、エコカー補助金や家電製品エコポイント制度など一連の経済対策の効果もあり景気に持ち直しの動きが見られましたが、期後半にかけてはこれらの制度の終了や縮小の影響などから個人消費が伸び悩んだほか、急速な円高の進行に伴い輸出が減速するなど、厳しい雇用情勢とも相まって、景気は足踏み状態が続きました。このような中、本年3月に発生した東日本大震災による社会や経済への打撃や混乱、被災した原子力発電所からの放射能漏洩問題などが加わり、日本経済の先行きにますます不透明感が増してきました。

当連結会計年度の成果

	第91期 (21.4 ~ 22.3)	第92期 (22.4 ~ 23.3)	増減
	百万円	百万円	%
売上高	332,387	390,195	17.4
営業利益	98,426	117,471	19.3
経常利益	91,419	114,299	25.0
当期純利益	54,926	68,608	24.9

第1四半期(平成22年4月1日～同年6月30日)は、電子・情報用ガラスの需要増を背景に売上・利益とも好調に推移しましたが、第2四半期(同年7月1日～同年9月30日)後半より、主力の薄型パネルディスプレイ(FPD)用ガラスの販売が、得意先による生産調整の影響を受け減少に転じました。第3四半期(同年10月1日～同年12月31日)には、FPD用ガラスの需要が回復に向かい、販売が持ち直す動きが見られたものの、第4四半期(平成23年1月1日～同年3月31日)では、同ガラスの需要が力強さに欠け、当社においては冷修後の設備立ち上げの遅れにユーティリティー関係のトラブルが重なり、東日本大震災による生産面への影響も相まって業績が減速しました。これらにより、四半期業績については期を追うごとに下がりはしたものの、通期としては、上表のとおり、売上、利益ともに前連結会計年度を上回り過去最高の業績を残すことができました。

損益面では、第1四半期は、FPD用ガラスの販売増と生産拡大などが利益に貢献しましたが、第2四半期では、販売の減速に加え、市場の調整期を利用した設備改修工事の実施に係る稼働の減少や関係費用の増加などが利益を圧迫しました。第3四半期から第4四半期にかけては、設備のメンテナンスやガラス基板の薄板化などの市場動向に対応するための一連の改修工事を継続したことなどが利益を下押ししました。第4四半期では、冷修後の設備立ち上げの遅れやユーティリティー関係のトラブル、震災などによる生産の下振れとこれによる販売面への影響、減価償却費の増加などにより更に利益が減少しました。このように、いくつかの利益圧迫要因がありましたが、当連結会計年度前半の好業績に支えられ、通期としては、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれも過去最高益を更新することができました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分		第91期 (21.4 ~ 22.3)		第92期 (22.4 ~ 23.3)		増 減	
		売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
ガラス事業	電子・情報用ガラス	283,777	85.4	328,521	84.2	44,744	15.8
	その他用ガラス	48,610	14.6	61,673	15.8	13,063	26.9
合 計		332,387	100	390,195	100	57,808	17.4

(注) 当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、製品別の開示区分を見直しています。これにより、「ガラス事業」及び「その他」を「ガラス事業」の1つに集約し、「ディスプレイ用ガラス」及び「電子部品用ガラス」を「電子・情報用ガラス」に、「ガラスファイバ」及び「建築・耐熱・照明薬事用その他」並びに「その他」を「その他用ガラス」に区分することに変更しています。なお、比較を容易にするために、前連結会計年度についても新しい区分に従って記載しています。

〔電子・情報用ガラス〕

FPD用ガラスの販売は、第1四半期は好調に推移したものの、第2四半期後半より減速しました。第3四半期には、需要の回復により販売が一時的に持ち直す動きが見られましたが、第4四半期では再び減少に転じました。光関連製品やイメージセンサ用カバーガラスの販売は、第1四半期は堅調に推移しました。第2四半期後半から第3四半期にかけて需要軟化の影響を受け減少しましたが、第4四半期に入り回復基調に転じました。

これらの結果、電子・情報用ガラスの売上高は、主として第1四半期から第2四半期前半にかけての好調な販売が牽引し、3,285億21百万円（前連結会計年度比15.8%増）となりました。

〔その他用ガラス〕

ガラスファイバは、主力の自動車部品向けが、国内市場で第3四半期以降に需要軟化の影響を受けましたが、海外市場での堅調な需要に支えられ販売が拡大しました。建築用や耐熱ガラスの販売は、住宅・建築関連市場に持ち直しの動きが見られましたが、全体としては低調のうちに推移しました。

これらの結果、その他用ガラスの売上高は616億73百万円（同26.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,100億24百万円です。

電子・情報用ガラスにおいてはF P D用ガラスを中心に、また、その他用ガラスにおいてはガラスファイバを中心に生産能力拡充のための投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、効率的かつ機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	138億円
住友信託銀行株式会社	123億円
株式会社滋賀銀行	89億円

(5) 対処すべき課題

《経営の基本方針》

「ハイテクガラスの創造を通して、環境との調和を図りつつ、社会の発展に貢献する」ことを企業理念とし、社会や技術の進歩が求める各種のハイテクガラス製品を幅広く開発・生産し、世界の市場に供給しています。

激しい国際企業間競争に加えて、求められる品質の厳格化や技術の高度化など当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に迅速・的確に対処しつつ強固な経営体質と経営基盤を構築し将来にわたる事業の存続・発展を期すると同時に、コンプライアンスをはじめ「環境保全」、「障害者雇用の促進」、「地元貢献」を重点テーマに据えて企業の社会的責任の履行を通じて企業価値の向上を図ることを経営の基本方針に置いています。

《目標とする経営指標》

財務体質強化のための施策として、有利子負債について対連結売上高比20%を将来目標に掲げ、有利子負債の削減に継続的に取り組んでいます。

《中長期的な会社の経営戦略》

① コア事業の強化とバランスのとれた事業構造の構築、次代を担う事業の育成

F P D用ガラスを中心にディスプレイ用ガラス分野をコア事業と位置づけ、技術力の強化と生産・供給能力の充実、収益性の改善を図ってまいります。

同時に、一つの事業領域に過度に依存することを避け、安定した会社成長を実現するためにも、電子デバイス用ガラス、ガラスファイバ、耐熱ガラスなどノンディスプレイ用ガラス分野の事業拡大に力を注ぎ、バランスのとれた事業構造の構築を目指してまいります。

加えて、広範な基盤技術（材料設計・製品設計・プロセス・評価）をベースに、超大型や超薄板ガラスに関わる技術をはじめ薄膜・結晶化・精密加工・複合化など多様な技術を駆使し、「次世代ディスプレイ」、「エネルギー」、「新照明」、「医療」などの成長期待分野で積極的な事業展開を図ってまいります。

② 経営・財務体質の強化

経営全般の一層の効率化を追求するとともにキャッシュ・フロー重視の経営により、事業環境の変化に耐え得る強固な経営・財務体質を目指してまいります。

《対処すべき課題》

① ディスプレイ用ガラスの強化とノンディスプレイ用ガラスの拡大

ディスプレイ用ガラス分野のうち主力のF P D用ガラスの市場では、液晶用基板ガラスの薄板化が急速に進展するものと予想しています。この変化にタイムリーに対応し、販売増につなげてまいります。また、薄板化による増産効果やさらなる生産性の改善・歩留りの向上を通じて設備当りのアウトプットを最大限に引き出し、先々の需要増に対応しつつ収益性の一段の向上を図ってまいります。

一方、ノンディスプレイ用ガラス分野の拡大を推進するべく、ガラスファイバや耐熱ガラス、

医療用ガラスなどを中心に海外市場の開拓、拡販を図ってまいります。なお、このような動きに連動してマレーシア子会社に、ガラスファイバの新設備を昨秋に稼働させ、また、医療用管ガラスの新設備の稼働を今夏より開始する予定ですが、今後も市場動向に応じて、生産能力の充実を進めてまいります。

また、今後の成長が期待されるスマートフォンなどのカバーガラス向け化学強化専用ガラスや太陽電池用基板ガラスがフロート法によって本格的に立ち上がってきました。これら新規事業を早期に軌道に乗せ、当社を支える重要な柱として育てていくと同時に、プラズマディスプレイ用基板ガラスを含めフロート設備の活用を高めていくことで、その収益性の向上を図ってまいります。

② キャッシュ・フロー重視の事業運営

需要動向に対応した稼働を行い、在庫の適正化と費用の削減に注力し、キャッシュ・フロー重視の事業運営を推進してまいります。

③ 有利子負債削減

当社は、財務体質強化のための施策として、有利子負債について対連結売上高比20%を目標に掲げ継続的にその削減に取り組んでまいりました。この結果、当連結会計年度末の連結有利子負債の対連結売上高比率は、前連結会計年度末と比べ5.8ポイント低下し、24.2%となりました。今後も継続して有利子負債の削減を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第89期 (19. 4～20. 3)	第90期 (20. 4～21. 3)	第91期 (21. 4～22. 3)	第92期 (22. 4～23. 3)
売上高	368,267百万円	335,662百万円	332,387百万円	390,195百万円
営業利益	100,882百万円	76,416百万円	98,426百万円	117,471百万円
経常利益	96,942百万円	64,319百万円	91,419百万円	114,299百万円
当期純利益	50,668百万円	21,831百万円	54,926百万円	68,608百万円
1株当たり当期純利益金額	105円29銭	43円89銭	110円41銭	137円92銭
総資産	588,030百万円	588,413百万円	646,443百万円	692,622百万円
純資産	347,785百万円	352,744百万円	406,306百万円	468,037百万円
1株当たり純資産額	691円27銭	701円62銭	808円75銭	932円17銭

(7) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,270百万マレーシアドル	100%	電子・情報用ガラス及びその他用ガラスの製造、販売
日本電気硝子（韓国）株式会社	5,000百万ウォン	100%	電子・情報用ガラスの加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	210百万台湾ドル	100%	電子・情報用ガラスの加工、販売
坡州電気硝子株式会社	73,120百万ウォン	60%	電子・情報用ガラスの加工、販売

- (注) 1. ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. は、当連結会計年度中において合わせて911百万マレーシアドルの増資を行いました。
2. 坡州電気硝子株式会社は、当連結会計年度中において37,120百万ウォンの増資を行いました。
3. 当連結会計年度において連結子会社2社を清算したことから、上記の重要な子会社4社を含め、連結子会社は合計20社となりました。

(8) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、電子・情報用ガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

なお、当連結会計年度より、開示区分を変更していますが、これに合わせて各区分に係わる主要製品の記載についても以下のとおり見直しを行っています。

区 分	主 要 製 品
電子・情報用ガラス	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス 光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルール 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス 太陽電池用ガラス
その他用ガラス	ガラスファイバ 機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ 建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア／エクステリア用ガラス 耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス> 照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械

(9) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精密ガラス加工センター	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
日本電気硝子（韓国）株式会社	大 韓 民 国 慶 尚 北 道
台湾電気硝子股份有限公司	台 湾 台 中 市
坡州電気硝子株式会社	大 韓 民 国 京 畿 道

(10) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,259名	262名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,856名（前事業年度末比10名減）です。

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 497,616,234株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式166,179株が含まれています。
 (3) 株主数 12,696名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニ プ ロ 株 式 会 社	56,967千株	11.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）	55,780千株	11.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,489千株	6.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,160千株	5.1%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	19,420千株	3.9%
T H E C H A S E M A N H A T T A N B A N K , N. A. L O N D O N S E C S L E N D I N G O M N I B U S A C C O U N T	8,664千株	1.7%
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	8,089千株	1.6%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	7,822千株	1.6%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 3	7,546千株	1.5%
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	6,930千株	1.4%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（166,179株）を控除して計算しています。
 2. ニプロ株式会社は、同社子会社と合わせて当社株式を58,991千株（持株比率11.9%）保有しています。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数55,780千株は、日本電気株式会社が所有する当社株式を退職給付信託に抛出したものであり、議決権については日本電気株式会社が指図権を有しています。日本電気株式会社は、上記退職給付信託分及び同社関連会社と合わせて56,525千株（持株比率11.4%）保有しています。
 4. ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者5社から、平成23年1月21日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成23年1月14日現在で20,504千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
 5. 住友信託銀行株式会社及び共同保有者1社から、平成22年11月8日付の大量保有報告書の写しが当社に送付され、平成22年10月29日現在で25,042千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
井筒雄三	取締役会長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当：監査)
有岡雅行	社長 (代表取締役)	
稲田勝美	取締役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕
阿閉正美	取締役	専務執行役員〔統括：総務、資材〕
伊藤修二	取締役	専務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、 施設〕
山本茂	取締役	常務執行役員〔統括：特許、電子部品事業、薄膜事業〕 担当：技術、技術開発、研究、開発
稲増耕一	取締役	株式会社電気硝子技術情報センター社長 常務執行役員〔統括：CRT事業、プラズマ板 ガラス事業〕
横田雅則	取締役	CRT事業本部長兼プラズマ板ガラス事業本部長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 会長 常務執行役員 (統括：液晶板ガラス事業) 液晶板ガラス事業本部長
安田斎	常勤監査役	
宮元信廣	常勤監査役	
竹内卓郎	監査役	弁護士 竹内法律事務所
伊藤一博	監査役	公認会計士・税理士 公認会計士伊藤一博事務所

- (注) 1. 伊藤一博氏は、平成22年6月29日開催の第91期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任しました。
2. 監査役竹内卓郎及び伊藤一博の両氏は、社外監査役です。
3. 監査役伊藤一博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役竹内卓郎及び伊藤一博の両氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
5. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成23年3月31日現在、取締役でない執行役員は13名が在任しています。

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日
森 哲次	取締役会長	平成22年6月29日退任（任期満了）
加藤 博	取締役	平成22年6月29日退任（任期満了）
岡田 不二郎	監査役	平成22年6月29日退任（任期満了）

7. 平成23年4月1日付をもって取締役稲田勝美、阿閉正美、横田雅則及び山本 茂の4氏の「担当及び重要な兼職の状況」が次のとおりとなりました。

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
稲田 勝美	取締役	専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業〕 株式会社電気硝子物流サービス社長
阿閉 正美	取締役	専務執行役員（統括：総務、人事、経理、資材） 日本電気硝子健康保険組合理事長
横田 雅則	取締役	専務執行役員（統括：液晶板ガラス事業） 液晶板ガラス事業本部長
山本 茂	取締役	常務執行役員〔統括：技術、開発、研究、知的財産 電子部品事業、薄膜事業〕 担当：応用開発

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	10名	392百万円
監査役 (うち、社外監査役)	5名 (3名)	58百万円 (12百万円)
計	15名	450百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、平成23年6月29日開催の第92期定時株主総会において決議予定の取締役賞与127百万円が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（平成23年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
監査役	竹内 卓郎	弁護士 竹内法律事務所
監査役	伊藤 一博	公認会計士・税理士 公認会計士伊藤一博事務所

(注) 当社と竹内法律事務所及び公認会計士伊藤一博事務所との間には、それぞれ特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	竹 内 卓 郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。
監 査 役	伊 藤 一 博	当事業年度において平成22年6月29日就任以降開催した取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任あずさ監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の調査業務についての対価を支払っています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的なリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行う。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。

新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。経営上特に重要な事項については、経営会議、取締役会で審議・報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、当社及びグループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価する。

このほか、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えています。しかし、株主の皆さまが当社株式の大規模買付行為等（以下「大規模買付行為」）を受け入れるか否かの判断が行われるに当たっては、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」）から十分な情報を提供いただくと共に、取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えています。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、事業の特性、企業価値のさまざまな源泉、ステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、株主共同の利益及び企業価値を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えています。

(2) 取り組みの具体的な内容の概要

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、特殊ガラス・ハイテクガラスの製造・販売を事業としています。売上の大部分を占める特定の顧客との緊密な取引関係を重視した経営を行わなければ継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積したガラスに関する知識や技術、取引先との強固な関係、良好な労使関係等を最大限に活用し、成長分野への経営資源の投入、収益性の向上、バランスのとれた事業構造の構築、積極的なR&D活動の推進等により、株主共同の利益及び企業価値の確保・向上に取り組んでいます。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社の株券等の保有者等（以下「特定株主グループ」）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆さまに対して十分な情報提供とその判断に必要な時間が確保されるために「大規模買付ルール」を導入し、これを遵守する場合及び遵守しない場合につき対応方針を定めています。

取締役会は、大規模買付者に十分な情報の提供を要請し、当該情報の受領後、取締役会による一定の評価検討期間を設け、必要に応じ代替案を提示します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は株主共同の利益及び企業価値を著しく損なうと判断され、社外有識者で構成される特別委員会が新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を可とする勧告を行った場合は、取締役会決議により対抗措置を発動する可能性があります（取締役会の判断により株主意思確認のため株主総会を招集することがあります）。大規模買付行為は、評価検討期間経過後又は株主総会終結後にのみ開始されるものとします。なお、公表は適宜行います。

(3) 上記(2)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないことへの該当性に関する当社取締役会の判断及びその理由

- ・「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（経済産業省・法務省平成17年5月27日）の三原則を充足し、また、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（企業価値研究会 平成20年6月30日）も勘案していること
- ・株主の皆さまのために、十分な情報提供や必要な時間を確保したり、交渉を行うこと等を可能とし、株主共同の利益及び企業価値の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ・平成21年の当社定時株主総会において、平成24年の当社定時株主総会終結の時までを有効期間として、対応方針の継続導入につきご承認をいただいていること。また、株主総会で廃止することができること
- ・大規模買付ルールの適正な運用や公正性の担保のため特別委員会を設置し、その判断を重視すると共に、取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保していること

上記は概要であり、詳細は当社ホームページ（平成21年4月27日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	238,908	流 動 負 債	142,326
現金及び預金	118,808	支払手形及び買掛金	42,757
受取手形及び売掛金	64,357	短期借入金	41,534
商品及び製品	24,733	未払法人税等	15,462
仕掛品	1,585	その他の引当金	147
原材料及び貯蔵品	19,054	そ の 他	42,425
繰延税金資産	7,283	固 定 負 債	82,257
そ の 他	3,623	社 債	20,000
貸倒引当金	△ 539	長期借入金	29,738
固 定 資 産	453,714	特別修繕引当金	29,766
有 形 固 定 資 産	417,422	その他の引当金	1,679
建物及び構築物	62,529	そ の 他	1,073
機械装置及び運搬具	319,105	負 債 合 計	224,584
土地	13,426	(純資産の部)	
建設仮勘定	18,837	株 主 資 本	469,634
そ の 他	3,523	資 本 金	32,155
無 形 固 定 資 産	1,340	資 本 剰 余 金	34,357
投 資 そ の 他 の 資 産	34,950	利 益 剰 余 金	403,355
投資有価証券	23,447	自 己 株 式	△ 233
繰延税金資産	10,272	その他の包括利益累計額	△ 5,925
そ の 他	1,501	その他有価証券評価差額金	3,139
貸倒引当金	△ 271	繰延ヘッジ損益	△ 32
資 産 合 計	692,622	為替換算調整勘定	△ 9,032
		少 数 株 主 持 分	4,328
		純 資 産 合 計	468,037
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	692,622

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	390,195
売 上 原 価	246,984
売 上 総 利 益	143,211
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	25,740
営 業 利 益	117,471
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,988
そ の 他	1,316
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,081
為 替 差 損	737
固 定 資 産 除 却 損	2,119
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	815
仕 損 品 損 失	789
そ の 他	933
経 常 利 益	114,299
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	4,077
固 定 資 産 売 却 益	473
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,293
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	865
減 損 損 失	639
そ の 他	180
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	111,871
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	35,700
法 人 税 等 調 整 額	6,692
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	69,478
少 数 株 主 利 益	869
当 期 純 利 益	68,608

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他の有価証券評価差額金	
前期末残高	32,155	前期末残高	3,897
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 758
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 758
資本剰余金		当期末残高	3,139
前期末残高	34,357	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		前期末残高	△ 45
自己株式の処分	△ 0	当期変動額	
当期変動額合計	△ 0	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12
当期末残高	34,357	当期変動額合計	12
利益剰余金		当期末残高	△ 32
前期末残高	340,013	為替換算調整勘定	
当期変動額		前期末残高	△ 7,839
剰余金の配当	△ 5,969	当期変動額	
当期純利益	68,608	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,192
連結範囲の変動	702	当期変動額合計	△ 1,192
当期変動額合計	63,341	当期末残高	△ 9,032
当期末残高	403,355	その他の包括利益累計額合計	
自己株式		前期末残高	△ 3,987
前期末残高	△ 212	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,937
自己株式の取得	△ 22	当期変動額合計	△ 1,937
自己株式の処分	0	当期末残高	△ 5,925
当期変動額合計	△ 21	少数株主持分	
当期末残高	△ 233	前期末残高	3,979
株主資本合計		当期変動額	
前期末残高	406,314	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	348
当期変動額		当期変動額合計	348
剰余金の配当	△ 5,969	当期末残高	4,328
当期純利益	68,608	純資産合計	
自己株式の取得	△ 22	前期末残高	406,306
自己株式の処分	0	当期変動額	
連結範囲の変動	702	剰余金の配当	△ 5,969
当期変動額合計	63,320	当期純利益	68,608
当期末残高	469,634	自己株式の取得	△ 22
		自己株式の処分	0
		連結範囲の変動	702
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,589
		当期変動額合計	61,730
		当期末残高	468,037

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

福州電気硝子有限公司及び福建電気硝子有限公司は、当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しています。これに伴い、連結子会社数が2社減少しています。

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、日本電気硝子（韓国）株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.ほか7社）の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ

時価法を採用しています。

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

⑤ 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計処理の原則又は手続きの変更)

「資産除去債務に関する会計基準」

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、税金等調整前当期純利益は865百万円減少しています。

(表示方法の変更)

「連結損益計算書」

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しています。

(追加情報)

「包括利益の表示に関する会計基準」

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しています。

この変更により、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しています。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

377,211百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具11百万円です。

3. 保証債務等

当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

770百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

- (1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等
- (2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

44百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 497,616,234株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,984	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	2,984	6.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,482	利益 剰余金	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入又は社債の発行によっています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

当社グループは、為替相場の変動リスクや金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用していますが、投機的な取引は行わない方針です。

上記金融商品に係る各種リスクは、グループ各社の内部規程等に基づき管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	118,808	118,808	—
(2) 受取手形及び売掛金	64,357	64,357	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	21,751	21,751	—
(4) 支払手形及び買掛金	(42,757)	(42,757)	—
(5) 短期借入金			
短期借入金	(34,000)	(34,000)	—
1年内返済予定の長期借入金	(7,534)	(7,555)	(21)
(6) 社債	(20,000)	(20,125)	(125)
(7) 長期借入金	(29,738)	(30,087)	(349)
(8) デリバティブ取引	1,113	1,113	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び時価のうち、負債に計上されているものについては、() で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっています。

なお、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については(7) 長期借入金の方法により算定し区分しています。

(3) 投資有価証券
株式については取引所の価格によっています。

(6) 社債
市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引
取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

3. 非上場株式については時価を把握することが極めて困難であるため、(3) 投資有価証券には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	932円17銭
2. 1株当たり当期純利益金額	137円92銭

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	215,080	流動負債	138,773
現金及び預金	87,392	買掛金	46,413
受取手形	1,380	短期借入金	34,000
売掛金	82,592	1年内返済予定の長期借入金	6,272
商品及び製品	17,097	未払金	21,908
仕掛品	1,668	未払費用	9,689
原材料及び貯蔵品	14,715	未払法人税等	13,400
繰延税金資産	5,459	その他の引当金	127
その他	4,823	その他	6,961
貸倒引当金	△ 51	固定負債	76,729
固定資産	428,375	社債	20,000
有形固定資産	343,239	長期借入金	25,816
建物及び構築物	51,053	特別修繕引当金	29,766
機械及び装置	266,304	その他の引当金	162
運搬具及び工具器具備品	2,800	その他	985
土地	8,768	負債合計	215,503
リース資産	105	(純資産の部)	
建設仮勘定	14,205	株主資本	424,844
無形固定資産	1,187	資本金	32,155
投資その他の資産	83,948	資本剰余金	34,357
投資有価証券	21,759	資本準備金	33,885
関係会社株式	48,318	その他資本剰余金	471
関係会社出資金	1,197	利益剰余金	358,565
長期貸付金	4,382	利益準備金	2,988
繰延税金資産	7,313	その他利益剰余金	355,577
その他	986	別途積立金	205,770
貸倒引当金	△ 10	繰越利益剰余金	149,807
資産合計	643,455	自己株式	△ 233
		評価・換算差額等	3,106
		その他有価証券評価差額金	3,139
		繰延ヘッジ損益	△ 32
		純資産合計	427,951
		負債及び純資産合計	643,455

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	338,166
売 上 原 価	221,437
売 上 総 利 益	116,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,266
営 業 利 益	98,461
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	11,065
受 取 技 術 援 助 料	1,895
そ の 他	1,772
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	855
固 定 資 産 除 却 損	1,639
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	775
仕 損 品 損 失	789
そ の 他	1,093
経 常 利 益	108,041
特 別 利 益	
前 期 損 益 修 正 益	3,996
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5,293
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	865
減 損 損 失	639
そ の 他	427
税 引 前 当 期 純 利 益	104,810
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32,716
法 人 税 等 調 整 額	5,655
当 期 純 利 益	66,438

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		前期末残高	△ 212
前期末残高	32,155	当期変動額	
当期変動額	—	自己株式の取得	△ 22
当期変動額合計	—	自己株式の処分	—
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 21
資本剰余金		当期末残高	△ 233
資本準備金		株主資本合計	
前期末残高	33,885	前期末残高	364,396
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△ 5,969
当期末残高	33,885	当期純利益	66,438
その他資本剰余金		自己株式の取得	△ 22
前期末残高	471	自己株式の処分	—
当期変動額	—	当期変動額合計	60,447
自己株式の処分	△ 0	当期末残高	424,844
当期変動額合計	△ 0	評価・換算差額等	
当期末残高	471	その他有価証券評価差額金	
資本剰余金合計		前期末残高	3,897
前期末残高	34,357	当期変動額	
当期変動額	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 758
自己株式の処分	△ 0	当期変動額合計	△ 758
当期変動額合計	△ 0	当期末残高	3,139
当期末残高	34,357	繰延ヘッジ損益	
利益剰余金		前期末残高	△ 45
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	2,988	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12
当期変動額	—	当期変動額合計	12
当期変動額合計	—	当期末残高	△ 32
当期末残高	2,988	評価・換算差額等合計	
その他利益剰余金		前期末残高	3,852
別途積立金		当期変動額	
前期末残高	205,770	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 745
当期変動額	—	当期変動額合計	△ 745
当期変動額合計	—	当期末残高	3,106
当期末残高	205,770	純資産合計	
繰越利益剰余金		前期末残高	368,249
前期末残高	89,337	当期変動額	
当期変動額	—	剰余金の配当	△ 5,969
剰余金の配当	△ 5,969	当期純利益	66,438
当期純利益	66,438	自己株式の取得	△ 22
当期変動額合計	60,469	自己株式の処分	—
当期末残高	149,807	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 745
利益剰余金合計		当期変動額合計	59,702
前期末残高	298,095	当期末残高	427,951
当期変動額	—		
剰余金の配当	△ 5,969		
当期純利益	66,438		
当期変動額合計	60,469		
当期末残高	358,565		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)によっています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(5) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計処理の原則又は手続きの変更)

「資産除去債務に関する会計基準」

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

この変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は865百万円減少しています。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

290,747百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置11百万円です。

3. 保証債務等

子会社の売掛債権一括信託に係る債務に対する保証

3,606百万円

子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

5,324百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等

(2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

44百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	52,697百万円
長期金銭債権	4,375百万円
短期金銭債務	20,103百万円
長期金銭債務	1百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	209,507百万円
仕入高	83,644百万円
営業取引以外の取引高	24,397百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式 166,179株
--------------------	---------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、減損損失、たな卸資産評価損及び未払事業税によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニッポン・エレクトリック・ グラス・マレーシア S d n . B h d .	直接 100%	ガラス製品等の販売 増資の引受け 役員の兼任	増資の引受け	24,500	—	—

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社が同社の行った増資を全額引き受けたものです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	860円29銭
2. 1株当たり当期純利益金額	133円56銭

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮林利朗 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本学 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴 [㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 林 利 朗 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 学 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 浦 隆 晴 [㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

(5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役	安	田	齋	Ⓔ	
常勤監査役	宮	元	信	廣	Ⓔ
社外監査役	竹	内	卓	郎	Ⓔ
社外監査役	伊	藤	一	博	Ⓔ

以 上

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	133,390
税金等調整前当期純利益	111,871
減価償却費	52,698
売上債権の減少額	15,010
たな卸資産の増加額	△ 8,614
仕入債務の増加額	6,025
法人税等の支払額	△ 53,959
その他	10,357
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 96,822
固定資産の取得による支出	△ 95,642
その他	△ 1,179
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,773
長短借入金純減少額	△ 5,516
配当金の支払額	△ 5,965
その他	△ 291
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 96
現金及び現金同等物の増加額	24,698
現金及び現金同等物の期首残高	91,667
現金及び現金同等物の期末残高	116,366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井筒雄三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任(現任) 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 社長執行役員就任 平成21年6月 取締役副会長就任 平成22年6月 取締役会長就任(現任)	66,500株
2	有岡雅行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任 平成21年6月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	34,000株
3	伊藤修二 (昭和23年12月18日)	昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 製造技術部長 平成13年6月 執行役員就任 平成19年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成22年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設	18,000株
4	横田雅則 (昭和25年6月13日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部液晶板ガラス事業部長 平成18年4月 執行役員就任 平成21年4月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 平成21年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成23年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	やま もと しげる 山本 茂 (昭和28年12月19日)	昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：技術、開発、研究、知的財産、電子部品事業、薄膜事業 担当：応用開発	13,000株
6	いな ます こう いち 稲増 耕一 (昭和27年1月30日)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 平成18年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成21年4月 プラズマ板ガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：CRT事業、プラズマ板ガラス事業 〔重要な兼職の状況〕 ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長	24,000株
7	み やけ まさ ひろ 三宅 雅博 (昭和25年10月18日)	昭和50年4月 当社入社 平成9年10月 一般ガラス事業本部一般ガラス藤沢事業部長 平成13年6月 執行役員就任(現任) 平成21年4月 コンシューマーガラス事業本部長(現任) 兼建材事業本部長 〔執行役員の業務分担〕 担当：コンシューマーガラス事業、建材営業	11,000株
8	きた がわ たもつ 北川 保 (昭和25年4月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 執行役員就任(現任) 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部営業部長(現任) 平成21年4月 営業管理部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：液晶板ガラス事業・営業・STN事業、営業管理 〔重要な兼職の状況〕 電気硝子貿易株式会社社長	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
9	まつ もと もと はる 松 本 元 春 (昭和32年5月30日)	昭和57年4月 当社入社 平成17年2月 経理部長（現任） 平成19年4月 執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分担〕 担当：経理、資材	9,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成23年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役安田 斎、宮元信廣及び竹内卓郎の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みやもと のぶ ひろ 宮元信廣 (昭和25年12月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 特許部長 平成18年4月 執行役員就任 平成19年6月 常勤監査役就任(現任)	6,000株
2	きし ふじお 来住富治夫 (昭和30年8月23日)	昭和53年4月 当社入社 平成18年3月 東京支社長(現任)	7,000株
3	はま おか みね や 濱岡峰也 (昭和30年11月6日)	昭和62年4月 弁護士登録 平成6年8月 河本・河合・ふたば法律事務所(現 清和 法律事務所)開設(現在) 〔重要な兼職の状況〕 阪神電気鉄道株式会社社外監査役	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成23年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 濱岡峰也氏は、平成23年6月24日付で株式会社アシックスの社外取締役就任に就任する予定です。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 濱岡峰也氏は、社外監査役候補者です。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由
濱岡峰也氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断した理由
濱岡峰也氏は、これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (4) 責任限定契約の概要
濱岡峰也氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
5. 濱岡峰也氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きむら けいじろう 木村圭二郎 (昭和36年4月14日)	昭和62年4月 弁護士登録 昭和法律事務所入所 平成6年1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成7年7月 弁理士登録 平成10年5月 共栄法律事務所開設(現在) [重要な兼職の状況] 中央電力株式会社社外取締役 株式会社ナガオカ社外監査役 株式会社OSK日本歌劇団社外取締役 大阪弁護士会副会長	なし

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成23年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 木村圭二郎氏は、平成23年6月28日付でオカダアイオン株式会社の社外監査役を、また、平成23年6月29日付で株式会社シャルレの社外監査役を退任する予定です。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 木村圭二郎氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
木村圭二郎氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
木村圭二郎氏は、これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (4) 責任限定契約の概要
木村圭二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
5. 木村圭二郎氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役8名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億2,774万円を支給することといたしたく存じます。

以上

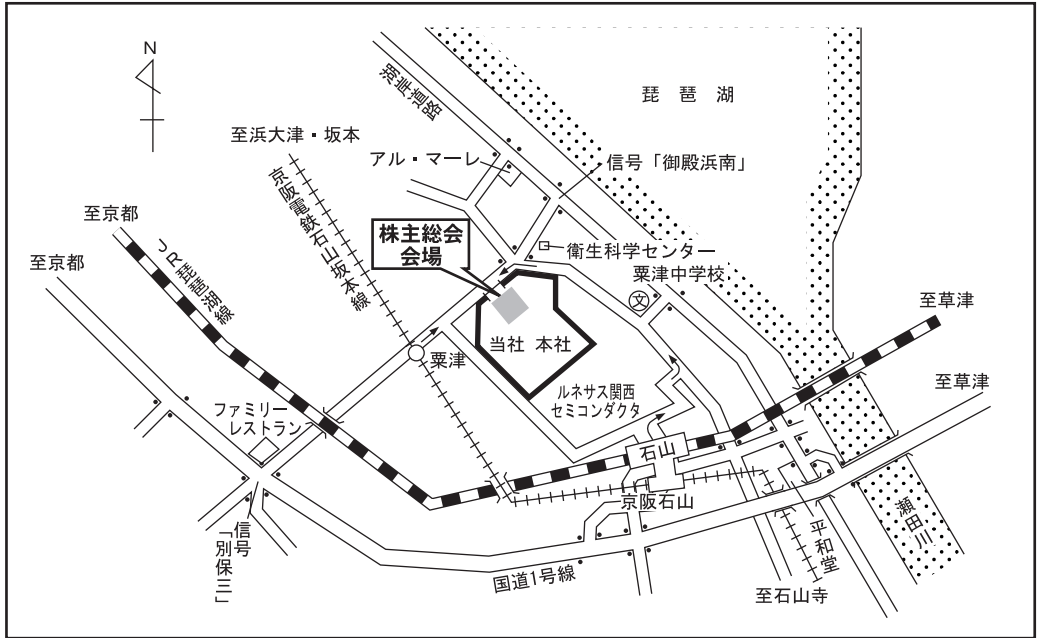
(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077) 537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（浜大津・坂本方面行き）
に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。